

今年度、2つの給付金が支給されます。そのうちのひとつ、「子育て世帯臨時特例給付金」は子育て世帯の消費税率引き上げに伴う負担を緩和するものです。

## 支給要件

### ○支給対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ・平成26年1月分の児童手当を受給
- ・平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満
- ・臨時福祉給付金の対象者でない
- ・生活保護の受給者でない

### ○対象児童

平成26年1月分の児童手当の対象となる児童が対象です。

### ○支給額

対象児童1人につき10,000円。

確認じゃ



コソダテカクニンジャ

## 上記支給対象者に当てはまり、共済組合に加入している方

職場にて配布された「申請書」、「公務員児童手当（特例給付）受給状況証明書」を申請時まで大切に保管してください。

※共済組合に加入されている方は、児童手当の受給有無を美波町で確認できない為、上記「公務員児童手当（特例給付）受給状況証明書」が申請時の添付書類として必要です。

## 美波町での申請は、8月以降開始の予定です

### ●お問い合わせ先

役場保健福祉課  
子育て世帯臨時特例給付金担当

☎77-3614